

東根市障がい者活躍推進計画

機関名	東根市
任命権者	東根市長・東根市教育委員会
計画期間	令和 7 年度から令和 11 年度（5 年間）
東根市における障がい者雇用に関する課題	本市においては、東根市教育委員会との特例認定により、両機関を合わせ障害者任免状況の報告を行っています。 特例認定を受けている東根市教育委員会を含む障がい者雇用人数は、概ね法定雇用率に基づく雇用人数を確保している状況にあります。 しかし、法定雇用率は令和 8 年 7 月 1 日より 3.0 %に引き上げられることから、今後も雇用率の維持及び向上に向け積極的な雇用を図るとともに、障がい者である職員各個人が特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、更なる体制整備や各種取組みが必要です。
目標	
①採用に関する目標	当該年 6 月 1 日時点の障がい者雇用率以上を目標とします。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。 （評価方法）毎年任免状況通報時に、人事記録等を基に、定着状況を把握し、進捗管理を行います。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として庶務課長を選任します。 ○障がい者職業生活相談員として職員係長を選任します。 ○障がい者である職員の相談窓口を庶務課に設置します。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じ、職務の選定や創出について検討を行います。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○所属長は、障がい者である職員に対し随時の面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担とならない範囲で適切に実施します。 ○職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

	○年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○本人の希望等を踏まえつつ、各種研修等を実施します。 ○障がいのある職員が配属される課に対し、本人の障がい特性や配慮すべき事項などを事前に伝え、受け入れ環境を整えます。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院への配慮等を行います。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

※ 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部の職員（会計年度任用職員を含む）の採用等は市長部局が行っていることから、これらの部局の障がい者の活躍推進についても、市長部局と同様の内容で実施する。